

鹿屋市公共下水道事業分担金条例施行規程の一部を改正する規程

鹿屋市公共下水道事業分担金条例施行規程（令和２年鹿屋市上下水道事業管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「７月１６日」を「７月１日」に、「９月１６日」を「９月１日」に、「１１月１６日」を「１１月１日」に、「１月１６日」を「１月１日」改める。

附 則

この規程は、令和８年６月１日から施行する。